



家きん飼養者 様

# 飼養衛生管理基準のポイント 第5号

令和3年5月19日

## ～ I-4 記録の作成・保管 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。  
今回は、「4 記録の作成・保管」についてです。

(基準本文)

4 次に掲げる事項（項目は後述）に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。



これは前から言われてるから、だいたいできてると思うよ

そうじゃな。習慣にするまで大変だと思うが、**記録の目的は、①伝染病が発生したときに感染ルートや関係がある農場をなるべく早く特定することと、②記録をつけることで侵入防止対策を意識したり、対策の実施状況が確認できるようにしておくことで、非常に重要なんじゃ。**



この機会に、全部の項目が網羅できているかもう一度確認して、足りなければ記録の方法を**改善**してほしいんじゃ。



記録用紙を改めてつくらなくても、**伝票の保管や作業日報でもよかったよね？**

そうじゃ。難しくする必要はないぞ。  
ただし、**衛生管理区域の出入口の消毒記録だけは、消毒した人が記入できるように出入口に備えることになっているから注意するんじゃぞ。**



それから、例えば、記録が必要な「過去1週間の海外渡航歴」については、農場で予め、海外に行った後の農場への立入禁止などを定めていれば、記録は必要ないぞ。



記録が必要な項目のおさらいじゃ。



～ 記録が必要な項目 ～

◆ 衛生管理区域に立ち入る「従事者以外の人・車」について

- ・ 氏名、住所（所属）、年月日、目的
- ・ 過去 1 週間以内の海外渡航歴の有無
  - 渡航歴がある場合は、滞在した国（地域）、畜産関係施設への立入の有無
- ・ 出入口での入退出時の手指の消毒の有無
- ・ 出入口での入退出時の車両の消毒の有無



台帳を出入口に備えておかなければいけない項目じゃよ

◆ 「従業員」について

- ・ 海外の滞在期間、国（地域）

◆ 「導入家きん」について

- ・ 種類、羽数、健康状態
- ・ 導入元の農場名、導入年月日

◆ 「出荷・移動する家きん」について

- ・ 種類、羽数、健康状態
- ・ 出荷、移動先の農場名、導入年月日

◆ 「飼養する家きん」について

- ・ 飼養羽数（死亡羽数）、日齢、異常の有無
  - 異常がある場合は、症状、獣医師の診療結果、投薬・治療内容

◆ 家畜保健衛生所、担当獣医師からの指導の内容、指導年月日



改正で追加になった項目じゃ。  
忘れずに記録するんじゃよ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください  
岩手県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課  
Tel：0197-23-3531 FAX：0197-23-3539  
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

